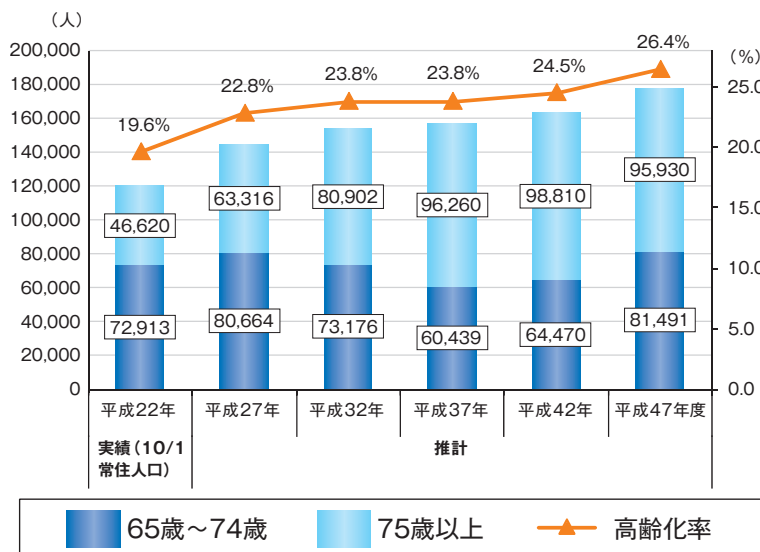
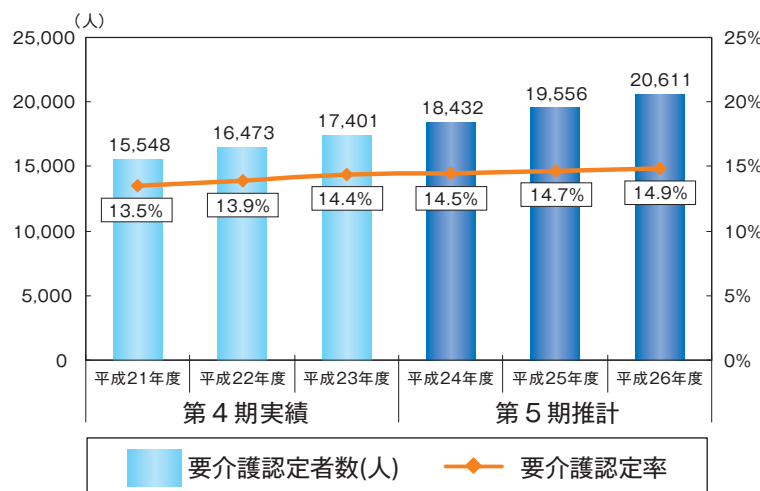


高齢者人口と高齢化率の推計



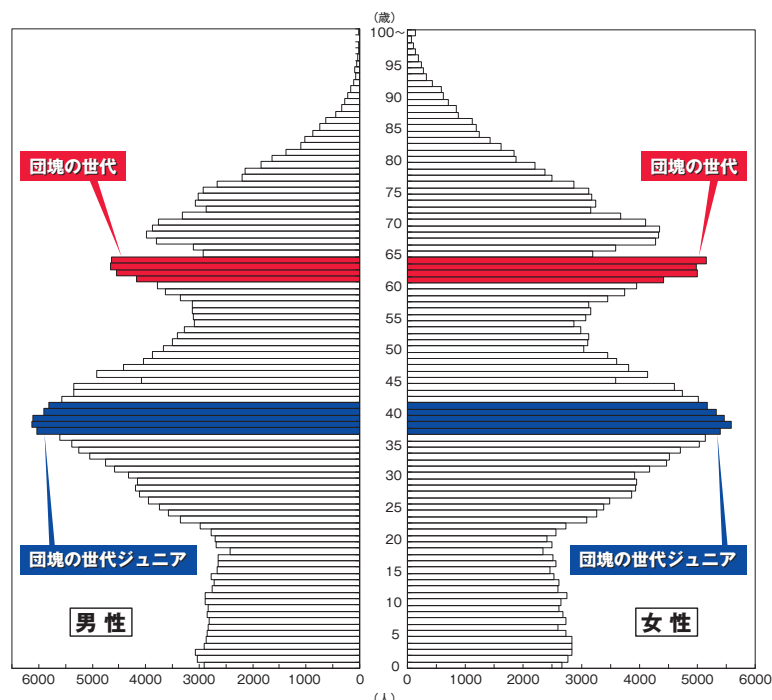
要介護認定者数の推移



要介護認定者数は、平成23年度の17,401人から平成26年度には20,611人にまで増加し、第1号被保険者数に対する要介護認定者率は、同期間に14.4%から14.9%にまで上昇するものと見込んでいます。認定者率が上昇するのは、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の方の割合が上昇することに伴うものです。

船橋市の人口構造

(住民基本台帳と外国人登録台帳の合計：平成23年10月1日時点)



地域包括ケアシステムの実現を目指します

第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画において「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指し、これらの5項目を基本方針としています。地域の様々な

社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われ、健やかで安心して暮らし続けられる船橋を目指して、高齢者保健福祉・介護ビジョンとして設定し(下図)、幅広い分野において高齢者施策の推進を図ります。

また、本計画は、4月にスタートする「船橋市総合計画後期基本計画」の個別計画として位置づけ

高齢者を地域・社会で支えるしくみづくり

社会保険方式により介護サービスを利用できるシステムとして、平成12年4月に施行された介護保険制度は、サービス提供基盤の整備に伴い、利用者が着実に増加するなど、高齢者を支える制度の1つとして定着してきました。

市では、高齢者を取り巻く現状と課題を踏まえ、「生き生きとし

たふれあいの都市・ふなばし」を実現するため、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会づくりを念頭に、取り組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、平成37年には要介護認定者や何らかの支援を必要とする高齢者が激増すると予測されています(左表)。これに伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域・社会で支えるしくみづくりが急務となっています。

市では、高齢者の皆さんが自分らしく、それぞれの生きがいを持って、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるよう、「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(いきいき安心プラン)」を策定しました。

平成24～26年

「いきいき安心プラン」を策定

第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

問合せ
介護保険課
☎436-3306

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築

健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

ビジョン実現に向けた5つの基本方針

利用者の視点に
立ったサービス
提供体制の確立

基本方針1
介護

基本方針2
予防

高齢者の多様な社会参加
と介護予防の推進

基本方針5
生活支援

自分らしく、尊厳を
持って生活できる
体制づくり

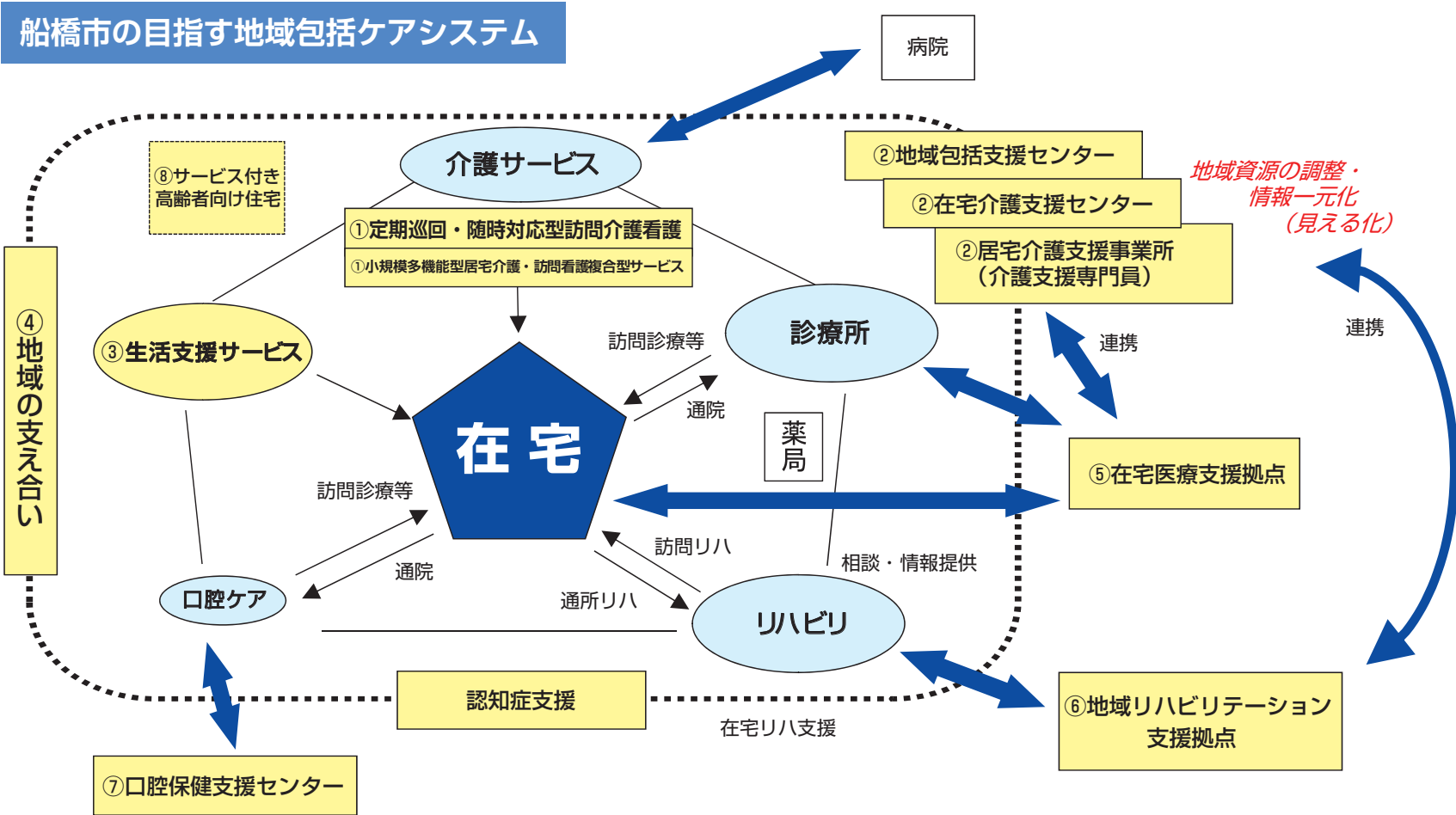
基本方針4
住まい

安心して暮らせる環境の整備

基本方針3
医療

医療と介護の連携による
総合的・一体的な
サービス提供体制の確立

重点項目～特に力を入れて取り組む施策・事業



①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
小規模多機能型居宅介護・訪問看護複合型サービス

要介護高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、在宅サービスの強化を目的として、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」の2つの新たなサービスが地域密着型サービスに加わります。

在宅ケアの充実を図るうえでも整備に取り組んでいくとともに、支援をしていきます。

②地域包括支援センター 在宅介護支援センター
居宅介護支援事業所（介護支援専門員）

地域包括ケアシステムを実現するため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域連携のコーディネート(調整)の推進を図ります。

地域連携のコーディネートは、民生委員、ボランティア、医療機関、介護サービス事業者等の関係者との連携を推進します。このような包括的・継続的ケアマネジメントの実施は、地域包括支援センターを中核的な拠点として、在宅介護支援センターと共同して実施していきます。

③生活支援サービス

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、高齢者の多様なニーズを踏まえつつ、市の一般施策の中で安否確認や緊急時の対応、栄養管理指導も行う配食サービスなど、多様な生活支援サービスを提供しています。支援を要する高齢者に対して、総合的で切れ目のないサービスを円滑に提供できるよう、地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センター、介護支援専門員が調整役となり、利用者の視点に立ったサービス提供に努めます。

④地域の支え合い

地域での住民同士の関係が希薄となっている現状に対応するため、お互いに助け合う「共助社会」を構築し、地域ぐるみの福祉活動を活性化することが重要となります。

市では、町会・自治会や民生委員などの福祉活動を支援する「地域福祉支援員」を配置するなどし、また、社会福祉協議会では共助社会の構築に向けた活動を支援しています。

平成22年に策定した「第2次船橋市地域福祉計画」を推進し、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

⑤在宅医療支援拠点

関係機関との協議・検討を進め、ネットワークの構築に向けた在宅医療支援拠点の整備を検討します。

ここでは、在宅医療を担う医療機関の情報を把握するとともに、医師のほか訪問看護ステーション、介護事業所など在宅医療に関わる関係職種への情報提供や研修等を行います。また、市民に在宅医療に関する情報提供や家族のレスパイト(一時休息)等の相談を行います。

⑥地域リハビリテーション支援拠点

市民の皆様からのリハビリテーションに関する相談に対して助言を行うとともに、様々な情報を発信していきます。また、地域のリハビリテーション事業者等の知識や技術の向上、連携促進を図るため、研修や専門的な相談に対する助言を行っていきます。

さらに、診療所や訪問看護ステーションを設置し、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等を実施することで、市内で不足しているサービスを補完していきます。

⑦口腔保健支援センター

都道府県や、保健所を設置する自治体においては口腔保健支援センターを任意で設置し、口腔ケアの推進を図ることとされています。

市では、口腔保健支援センターの整備を今後検討します。

⑧サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境を整備することで、その居住の安定確保を図ることを目的としています。

市では、高齢期における住まいを的確に選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅の周知を図っていきます。

地域包括支援センター配備方針

○平成18年度～

5センターでスタート

南部

西部

中部

東部

北部

○平成23年度～

3センター増えて計8センター

南部

西部

法典

中部

東部

三山・田喜野井

北部

豊富・坪井

●平成26年度までに1センター増を計画

計9センター体制へ

南部

西部

法典

中部

新設予定

東部

三山・田喜野井

北部

豊富・坪井

地域包括支援センターって？

高齢者や家族からの介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関との橋渡しをしています。また、高齢者の権利を守るため、虐待防止の取り組みや成年後見制度の活用に関する相談などもお受けしています。さらに、要支援の認定を受けた方や介護予防事業を利用する方のケアマネジメントも支援しています。

市内21か所に設置されている在宅介護支援センターでも、福祉サービス等（介護保険サービスなど）が総合的に受けられるよういつでも相談を受け付けています。

認知症のサポート体制が整いつつあります

《どこに相談したらいいの？》

○各地域包括支援センター

市内に8か所あります
(詳細は中段の図で!!)

○ちば認知症相談コールセンター(公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部)

☎043-238-7731

○若年性認知症コールセンター(認知症介護研究・研修大府センター)

☎0800-100-2707

《市の事業をご紹介します》

○認知症予防教室

年齢を重ねても介護が必要な状態にならないように、健康づくりに取り組んでいただくための教室を開催しています。
65歳以上の市民の方ならどなたでもお申し込みできます。

○認知症家族交流会

在宅で認知症の方を介護しているご家族を対象に、認知症家族交流会を公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部に委託して実施しています。
平成24年度からは「若年性認知症家族交流会」も開催します。

○認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解していただくための講座です。
平成23年度に受講者が1万人を突破しました！

その他、○認知症予防講演会、○徘徊高齢者家族支援サービス、○認知症訪問支援サービス、○やすらぎ支援員訪問事業、○専門医による認知症相談、○若年性認知症ガイドブック作成などを行っています。○船橋市認知症ネットワーク研究会

船橋市医師会を中心に、各関係団体が集まって活動しています。

《協力医療機関》

船橋市医師会では、認知症患者さんの診察に協力してくれる医療機関を公表しています。詳しくは、各地域包括支援センターに問い合わせるか、市のホームページをご覧ください。

法典地域包括支援センター

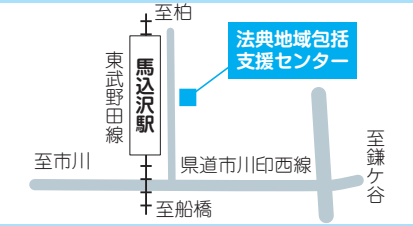
馬込西1-10 寿ビルA101

☎430-4140

(東武野田線馬込沢駅から徒歩約1分)

担当住所(町名)

上山町、藤原、馬込町、馬込西、丸山



西部地域包括支援センター

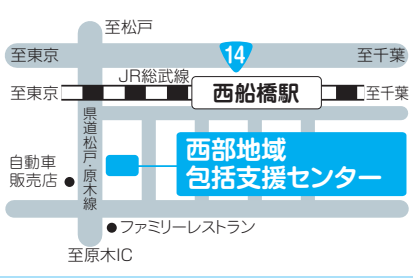
本郷町457-1 西部消防保健センター4階

☎047-302-2628

(JR西船橋駅から徒歩約10分)

担当住所(町名)

印内、印内町、葛飾町、古作、古作町、西船、東中山、本郷町、山野町、二子町、本中山、旭町、北本町、行田、行田町、前貝塚町、手手



中部地域包括支援センター

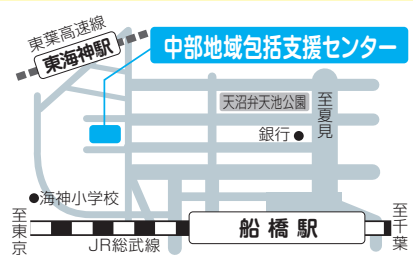
海神2-13-25 中央保健センター1階

☎423-2551

(JR船橋駅から徒歩約7分、または東葉高速線東海神駅から徒歩約3分)

担当住所(町名)

米ヶ崎町、夏見、夏見台、夏見町、金杉、金杉台、金杉町、高根町、緑台、高根台、芝山、新高根



南部地域包括支援センター

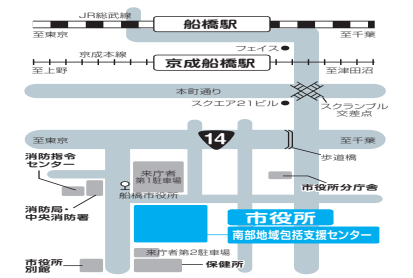
湊町2-10-25 市役所3階

☎436-2883

(JR船橋駅から徒歩約15分、または京成船橋駅から徒歩約13分)

担当住所(町名)

東町、市場、駿河台、東船橋、宮本、栄町、潮見町、高瀬町、西浦、浜町、日の出、湊町、若松、本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神、南本町



主な担当地区		名称	電話番号
南部	宮本	宮本在宅介護支援センター	420-7011
	湊町	船橋市南部在宅介護支援センター	420-1128
	本町	本町在宅介護支援センター	422-9800
	海神	海神朋松苑在宅介護支援センター	410-1230
西部	葛飾	船橋市朋松苑在宅介護支援センター	410-0072
	中山	中山在宅介護支援センター	047-302-3212
	塚田	船橋あさひ苑在宅介護支援センター	430-7722
中部	夏見	さわやか苑在宅介護支援センター	460-1203
	高根・金杉	船橋市中部在宅介護支援センター	406-8765
	高根台	高根台在宅介護支援センター	490-4778
	新高根・芝山	オレンジガーデン在宅介護支援センター	461-0038

豊富・坪井地域包括支援センター

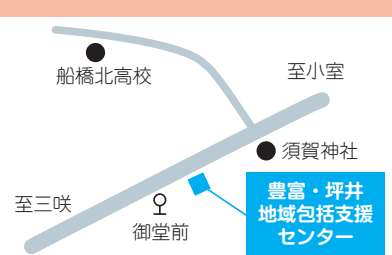
神保町117-8

☎457-3331

(新京成三咲駅から徒歩約1分)

担当住所(町名)

大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、小室町、古和金町、神保町、鈴身町、坪井町、豊富町、坪井東、坪井西



北部地域包括支援センター

三咲7-24-1 北部福祉会館1階

☎440-7935

(新京成三咲駅から徒歩約12分)

担当住所(町名)

二和東、二和西、三咲、三咲町、南三咲、咲が丘、高野台、みやぎ台、八木が谷、八木が谷町、松が丘、大穴南、大穴北、大穴町



東部地域包括支援センター

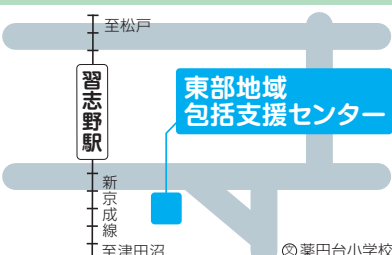
薬円台5-31-1 社会福祉会館3階

☎490-4171

(新京成習志野駅から徒歩約1分)

担当住所(町名)

中野木、前原東、前原西、滝台、滝台町、二宮、飯山満町、七林町、薬円台、薬園台町、習志野台、西習志野



三山・田喜野井地域包括支援センター

三山6-41-24 田屋ビル103

☎403-5155

(JR津田沼駅から徒歩約1分)

担当住所(町名)

田喜野井、習志野、三山



主な担当地区		名称	電話番号
東部	前原	船橋市前原在宅介護支援センター	403-3201
	二宮・飯山満	船橋市東部在宅介護支援センター	461-9993
	薬円台	薬円台在宅介護支援センター	496-2355
	習志野台	花輪在宅介護支援センター	462-0002
	二和	北部在宅介護支援センター	448-7115
北部	三咲	みさき在宅介護支援センター	448-1022
	八木が谷	八木が谷在宅介護支援センター	448-6300
	松が丘	ひばりの丘在宅介護支援センター	461-3465
	大穴	大穴北在宅介護支援センター	456-7899
	坪井	坪井在宅介護支援センター	469-1100

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協力機関（ブランチ）として、地域における身近な相談窓口の役割を果たしています。ご相談がある方は、まずはこちらにお問い合わせください。

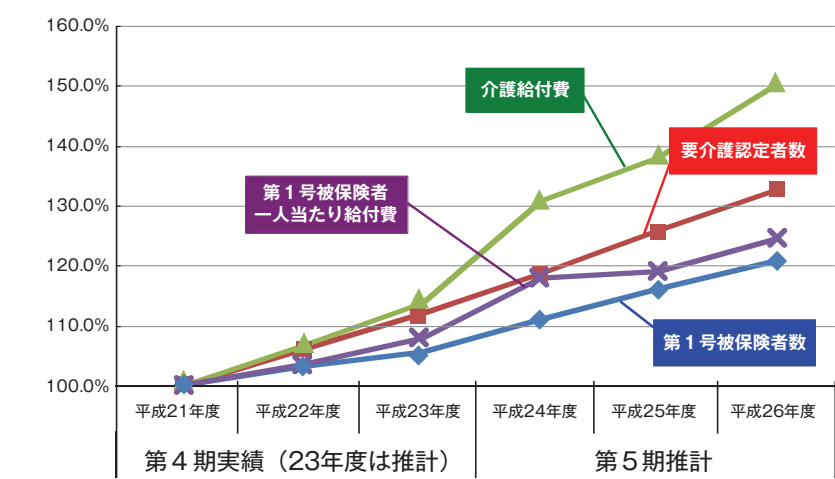
介護保険に関する事務の権限移譲のお知らせ

介護保険法が改正され、介護保険事業所の指定等に関する事務が、県から指定都市・中核市に権限移譲されました。それに伴い、平成24年4月1日から、市内事業所からの書類等の受付窓口が県から市へ変更になります。

船橋市の介護保険の現状と見通し

主要指標の動向

介護施設の整備



介護給付費が（平成26年度＝320億円、平成21年度比150.1％）大幅に増加するため、第1号被保険者一人あたりの給付費も（平成26年度＝23万円、平成21年度比124.4％）と増加することが予測されます。

施設の種類	23年度 整備済み予定数	整備予定数 (24～26年度)	合 計
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	1,542床	400床	1,942床
グ ル ー プ ホ ー ム	620床	180床	800床
特 定 施 設	666床	280床	946床

在宅での介護が困難で、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように、特別養護老人ホームの整備を重点的に進めます。
また、認知症支援としてグループホーム、多様な住まいの提供として特定施設（介護付有料老人ホーム等）の整備をそれぞれ進めます。

介護保険事業費と介護保険料

所得段階別第1号被保険者保険料

所得段階別の保険料は、次のとおりです。

所得段階	区 分	負担割合	保険料額(円)	
			1月当たりの額	年 額
1	生活保護等を受けている人及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	0.45	1,886	22,626
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	1,886	22,626
特例3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.6	2,514	30,168
3	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.7	2,933	35,196
特例4	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	3,562	42,738
4 (基準額)	本人は市民税非課税であるが、世帯に市民税課税の人がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1	4,190	50,280
5	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円以下の人	1.1	4,609	55,308
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が91万円を超え、125万円以下の人	1.15	4,819	57,822
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.3	5,447	65,364
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.6	6,704	80,448
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.7	7,123	85,476
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.8	7,542	90,504
11	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.9	7,961	95,532
12	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	2	8,380	100,560
13	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.1	8,799	105,588
14	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.3	9,637	115,644
15	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.5	10,475	125,700

老齢福祉年金……国民年金制度が発足した昭和36年4月時点で、既に高齢であった大正5年4月1日以前生まれの方に対して支給される年金です。

合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額（公的年金であれば公的年金等控除、給与であれば給与所得控除を差し引いた金額）のことで、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。

平成24～26年度の給付費は895億円

必要な保険料額は206億円、介護保険料基準月額は4,190円になります

(千円)

	給付費などの 総額	負担割合	第1号被保険者の 保険料負担額
介護保険の給付費	89,483,965	×24.45%	21,878,829
地域支援事業費	2,542,260	×21%	533,875
市町村特別給付費	48,336	×100%	48,336
第1号被保険者の負担額（基金取崩前）			計22,461,040
市と県の基金取崩			－1,907,751
第1号被保険者の負担額（基金取崩後）			計20,553,289

平成24～26年度の3年間で、介護保険の給付費は約895億円と見込まれます。このうち国、県、市および40歳以上65歳未満の介護保険料が負担する部分を除いた約219億円（24.45％）が65歳以上の介護保険料の負担になります。この他に、地域支援事業費のうち21％、船橋市が独自に行う市町村特別給付（認知症訪問支援サービス）の全額を合わせて、65歳以上の介護保険料として計約225億円の歳入が必要となります。

このうち市と県の基金を取り崩して約19億円分を充てることにより、65歳以上の介護保険料の負担を約206億円にとどめました。

保険料段階を増やして収入・所得に応じた保険料額に

保険料段階は、これまでの第3段階を分割し、収入・所得の少ない方の負担を軽減する特例第3段階を設けます。また、合計所得金額1千万円以上の段階を新設するなど、市民税課税の方の負担割合を見直します。これにより、従来の12段階（13区分）を15段階（17区分）として、収入・所得に応じた保険料額とします。

その結果、平成24～26年度の3年間の介護保険料基準額は1月あたり4,190円（年50,280円）で、平成21～23年度の1月あたり3,840円から350円の上昇となります。

介護保険料についてよくあるご質問

●3年ごとの改定のたびに介護保険料が上昇するのはなぜですか？

➡介護サービスの利用は、65～74歳では比較的少なく、75歳以上で多くなる傾向があります。65歳以上の高齢者のうち75歳以上の方の割合が増加しているため、介護保険料が上昇しています。

●失業などで納付が困難な場合に減免申請はできますか？

➡平成24年中の収入が前年中の収入より著しく減少すると見込まれるなど特別な事情のある人、または住民税が世帯非課税で収入と資産が一定基準以下の人について、減免制度があります。詳しくは、6月中旬発送の保険料額決定通知書でご案内します。

今年度の皆さんの介護保険料額は6月にお知らせします

介護保険料はその年の市民税の課税状況と前年の合計所得金額によって決まります。「24年度介護保険料額決定通知書」は、市民税確定後の6月中旬に発送します。〈問合せ〉介護保険課☎436-2303